

浜田市協働推進本部設置要綱

(設置)

第1条 市民と行政の協働のまちづくり（以下「協働」という。）について庁内組織の横断的連携を図ることにより、協働に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、協働推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(構成)

第2条 本部は、市長、副市長、教育長、部長（部長に相当する職位の者を含む。）及び支所長並びに市長が指名する職員をもって構成する。

2 本部長は、市長とする。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

(会議)

第3条 本部の会議は、市長が招集し、かつ、主宰する。

2 市長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

3 市長が必要と認めるときは、関係する課長（課長に相当する職位の者を含む。）を出席させ、意見を述べさせることができる。

4 本部の会議は、必要に応じて開催する。

(審議事項)

第4条 本部の会議に付議すべき事項（以下「審議事項」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協働の推進及び意識の高揚に関すること。
- (2) 協働に係る関係部署間の連携及び総合調整に関すること。
- (3) 協働に関する取組の検証及び見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協働の推進に必要な事項に関すること。

(協働推進員)

第5条 本部長は、庁内の連絡調整及び協働に関する市職員の意識向上並びに各種施策の協働の具体的な取組を推進するため、協働推進員を各課等につき1人置く。

2 協働推進員は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 協働に関する研修会等への参加並びに所属課等における情報の周知及び啓発に関する事。
- (2) 所属課等における協働に関する取組の推進に関する事。
- (3) その他協働の推進に必要な取組に関する事。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、地域政策部地域活動支援課において処理する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。